

国保だより

国保加入の皆さんへ

平成27年度 国民健康保険税が決定しました

平成27年度の国民健康保険税（以下、国保税）率等の内訳が決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区分	説明	国保税		
		基礎分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	平成26年中の所得金額－基礎控除(33万円)	6.3%	2.0%	2.0%
資産割	平成27年度の固定資産税額に対する	34.0%	6.0%	6.0%
均等割	被保険者1人につき	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	1世帯につき	52万円	17万円	16万円

- ・後期高齢者支援金分を全被保険者にご負担いただいています。介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯に、国保税として負担いただいています。
- ・税率、均等割額および均等割額については、前年度と変更ありません。ただし、最高額の基礎分は51万円から52万円、後期高齢者支援金分は16万円から17万円、介護納付金分は14万円から16万円に増額されました。
- ・所得により、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ・非自発的失業者（倒産・解雇・雇止め等により離職した方）のうち、国保税の軽減に該当しない方で、所得が皆無になったり、病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は申請により減免されることがあります。



© Katsuhiko Kashiwa

ご存じですか？ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。かかりつけ医や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を選択できます。

ジェネリック医薬品を選択することにより、自己負担額が軽減される方については、ジェネリック医薬品普及促進差額通知書を送付します。

なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。



国保税の納税通知書を7月中旬に発送します

国保だよりの詳細については、同封のお知らせ文書をご覧ください。

問い合わせ先 市民保険課 保険班 ☎53-3115



© Yana Sekita

非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

次に該当する非自発的失業者の国保税は、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30/100として算定します（基準を満たせば7・5・2割軽減を適用）。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等の事業主の都合により失業した方）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより失業した方）

◆手続きに必要なもの
雇用保険受給資格者証・納税義務者（世帯主）の認印

国民年金

平成27年度の国民年金保険料は
月額 15,590円です

◆問い合わせ先

南国年金事務所 ☎088-864-1111
市民保険課 保険班 ☎53-3115

納付期限を守りましょう

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付のほか、便利でお得な口座振替もあります。

国民年金保険料を未納のまま放置すると、督促状が送付されます。さらに、督促状で指定された期限までに納付がない場合、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方※の財産を差し押さえることもありますので、早めの納付をお願いします。

また、保険料を納め忘れていた状態で、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります。

保険料を免除・猶予する 制度があります

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や若年者（30歳未満）納付猶予制度があります。

平成27年度の免除等の申請は、7月1日から受け付けを開始します（対象期間は平成27年7月分から平成28年6月分まで）。

申請は市民保険課および香北支所・物部支所で受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

また、平成26年4月の国民年金法改正により、2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。経済的な理由で保険料を納付することが困難になっ

ていたものの、申請を忘れていたために未納期間が残っているなど、該当する可能性のある方は、市民保険課または南国年金事務所へご相談ください。



後期高齢者医療 ご加入の皆さんへ

■問い合わせ先

市民保険課 保険班 ☎53-3115

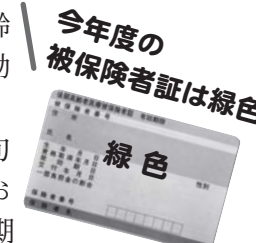
新しい保険証は

7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。

新しい保険証は7月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、後期

高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までです。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証も併せてお届けします。



保険料額決定通知書兼納付通知書は 7月中旬に発送予定です

個人ごとの平成27年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法となります。

特別徴収（年金天引き）

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。